

# 「心に現れる景色」という用語について 住民等による「景観計画素案」のための基礎的研究 その3

谷口 興紀, 榊原 和彦, 川口 将武

Regarding the Expression “Scenery in the Mind” as Terminology  
(Basic research for “a draft landscape plan” (\*) by local residents, etc., Part 3)

TANIGUCHI Okinori, SAKAKIBARA Kazuhiko, KAWAGUCHI Masatake

## Abstract

In order to reach agreement on a draft landscape plan, it is necessary for people to use the same language to discuss it. We analyzed sentences from the court decision regarding the landscape of the Wakanoura area in Wakayama City and derived the thought patterns of judges regarding landscapes. Based on the results we developed a dialogue method leading to the redefinition of basic terms regarding landscapes. “Scenery in the mind” is confirmed by presenting differential figures drawn by GIS. We show figures of “mountain”, “river” and “vegetation” of Wakanoura, for example. The key concept of the method is “viewshed” .

(\*) *“a draft landscape plan” is quoted from the English translation of the Landscape Act (景観法, Act No. 110 of 2004) prepared by the Landscape Office of the Ministry of Land, Infrastructure and Transport.*

Key words: daily life, language game, Wittgenstein, court decision, Wakanoura landscape, GIS, mountain, river, vegetation, viewshed.

## 1. はじめに

もし「景観」を、「それを観る人の心に現れる景色」（国土交通省）と規定する<sup>1)</sup>ならば、景観についての30人の住民の集会は、可能性として30の心に現れる景色の集まりである。それらは同じものか、それとも異なるものか。それとも、類似なものだろうか。仮に30人の住民が自分たちの身の回りの同じ方向に向かって、カメラのシャッターをきり、それらの写真を見て「これが私に見えている景色である。」と判断した30枚の写真を壁に貼って眺めるならば、そこには30枚の、ほとんど同じ写真が貼られているはずだから、「30人の住民の心に現れる景色は、同じものである」というのが日常的感觉である。（本稿での、「30人」という数は、「多数」の規模を、その程度を考えるとという意味である。）

日常的感觉は、生まれてから育ってきた生活の中で形成され、暗黙の前提に基づいている。その前提は、あまりにも自明的、当たり前なのでなかなか気づきにくいし、また日常生活の中では気づく必要がない。しかし景観を話題にする場合には、その前提を明らかにすることが必要である。

同じ方向に向いて撮った写真は、いわば30人の住民の網膜に写っているものの拡大版であるに過ぎず、その網膜像を住民はどう見ているのであろうか。目に映るからといって、「お前の目は節穴か」という言い方があることから、必ずしもそのすべてを見ているとは限らない。このことを精密に分析することが景観についての議論を展開するための出発点である。さもないと「景観は主観的なものとして最初から取り扱いを躊躇する自治体も少なくない」<sup>2)</sup>という状態が続く。

主観的なものを取り扱うことの恐れは、住民の網膜像が一致するはずなのに、そこから、何をどう見るかということにおける不一致の故に、住民集会で、一つの景観計画素案について合意形成に至らないことが、その内容をなしているのであろう。本稿では、景観計画が「主観的」という評価によって判断停止または議論停止に陥ることを防ぐため、景観議論における主観性を分析し、景観計画を合意形成の方策のあり方について論じる。

その方法として、カールソンの談話分析の知見（対話ゲーム規則と論理的ゲーム規則<sup>3)</sup>）をヒントにしつつ、

- ① 景観論の具体的事例として「和歌の浦景観保全訴訟」判決文を取り上げ、その中の原告、被告、裁判官の景観に対する考え方を分析し、客観的側面の根拠を明らかにする。
- ② 住民集会のような複数の人の集まりでは、集団意識や社会性（上下関係・権威関係など）のはたらきにより、いわゆる「その場の空気」が醸成され、個人の主観的判断を偏向させることを考慮して「その場の空気」醸成に影響すると考えられる景観用語の形成について、ワイトゲンシュタインの言語ゲーム観を参照し、景観用語の獲得過程について考

察する。

- ③ 見られるものと「心に現れる景色」との差異とそれらの関係の考察から「景観対象」と「景観図」との区別の必要性を論じる。
- ④ 結論として、景観計画のための住民集会在「偏向的」空気に支配されないため、そこで使用される言語の定立からはじめられねばならないことと、そのために「生活形式の同一化」に相当するものとしての言語ゲーム的見方が必要であることを述べる。

なお本稿で使用するGIS（地理情報システム）ソフトは、ESRI社のArcCatalog, ArcMap (ver.9.3.1), ArcScene, 3D Analyst, Spatial Analystである。地理的データは、国土地理院の数値地図50mメッシュ（標高）であり、それは2万5千分の1地形図の等高線から計測・計算して求めた数値標高モデル（DEM）であり、世界測地系に則っている。また、植生データは、環境省の第2回～第5回植生調査1/5万現存植生図である。（和歌山県の場合、なぜか1/2.5万現存植生図がない。）

## 2. 景観計画と景観用語について

そもそも住民の日常生活の中に景観計画の話が降って湧くのはどうしてか。例えば、東京国立市の大学通りのように地域住民が70年以上という長期にわたり作り上げてきた街並み景観が、その近傍に高層マンションが建設されることにより一挙に破壊されるという事態の発生に対して、住民が「景観にかける」場合がある。また、戦後の経済的発展による社会資本の充足にくらべ、国民一人一人にとって、国土が魅力に欠けていることに国が気づき（「美しい国づくり政策大綱（平成15年）」前文より）、その後の景観法（平成16年）の成立により、景観意識の社会的定着への寄与がある。

集会に集まった住民が「景観」という語句をはじめて聴くことを想定するならば、先ず「景観とは何でしょう」や「良好な景観とはどんなことでしょうか」という話題から入ることが考えられる。例えば、いわゆる景観の専門家が良好と考える国内外の諸種の景観写真を提示し、「これが良好な景観です」と言う。しかし、住民は、それぞれの居住地区で毎日の日常生活を過ごしている。そこへ降って湧いた景観計画の話である。それまでは、身の回りの景色を「景観」として眺めることもなく、まして「景観」という用語を使用することもなかったかもしれない。目に映る景色は、日常の用事を果たすための目的地の景色である。自分の居住地を離れ、風光明媚の地に物見遊山に出掛け、「良い景色だな」と嘆賞しあうことはあったとしても、自分の居住する「普通の地域（コンセンサスがないところ）」に戻ってくれば、それは景色ですらなく、御近所であり、界隈である。それらは、「豆腐を買って来て」とか「散髪に行ってくる」等という日常会話で意味づけられる生活行動の目的地を要素としている。

住民による景観計画素案<sup>4)</sup>とは、そのような日常的現実、つまり歴史性、風土性、文化性

など地域の個性を規定するものがはっきりしない地域を、景観的にどのような地域にしていくかについてコンセンサスを形成（以下では「合意形成」とよぶ）していくという住民主体の地道な取り組みの中から析出されるものである。したがって、他処の特別な地域の景観は、参考例であるとしても、わがまちの景観計画素案からはほど遠い。

景観計画は、多様多彩な現在の日常的景色の理解から一つの構成的未来景観へとどのような論理的機構を働かせるかである。その方法として、例えば、現在の景色のさまざまな特性を抽出・理解し、それらから共通する本質を取り出し、構造化し、それに則って、新景観へと議論を展開する方向があるが、ここでは、計画は存在化に関わる事柄であり、物事の本質を極めても存在には行き着かないこと、つまり「存在の本質からの自立」（永井）という哲学的反省<sup>5)</sup>から、日常的現実を一度白紙に戻して、そこから新たに世界を景観意味的に再構成し、景観計画の作成とその現実化への道を辿る。

日常的現実を白紙に戻すことは、ウィトゲンシュタインの言語観<sup>6)</sup>に拠るならば、使用言語を白紙に戻すことである。言語を白紙に戻すとは、住民に既修得の日本語を忘れ去ることを強いるのではなく、赤ん坊が生活の中で母国語を獲得するかのよう景観用語を獲得する機会に接することである。

言語一般の獲得の第一歩は、生活行為の中で物と語句とが一对一に対応していることの修得である。ウィトゲンシュタインは、その過程をつぎのような例で示す<sup>7)</sup>。

その言語は、建築家Aとその助手Bとの間の意志疎通に役立つのでなくてはならない。Aは石材によって建築を行う。石材には台石、柱石、石板、梁石がある。BはAに石材を渡さねばならないが、その順番はAがそれらを必要とする順番である。この目的のために、二人は「台石」「柱石」「石板」「梁石」という語から成る一つの言語を使用する。Aはこれらの語を叫ぶ。——Bは、それらの叫びに応じて、もっていくように教えられたとおりの石材を、もっていく。——これを完全に原初的な言語と考えよ。(16頁)

このような言語を実際に用いて、一方の側は語を叫び、他方はその語に従って行為する。(20頁)

このような過程を経て、子どもは自分の母国語を学び取るとして、ウィトゲンシュタインは、このような全過程をゲームの一つ、言語ゲームと呼ぶ。ここで注意すべきことは、建築家が「台石！」と叫ぶとき、それを聞く助手は、台石を思い浮かべ、石の中からそのイメージに合う石を探し、それを建築家が指示するところに持っていくのではない。建築家Aの「台石！」という叫びと台石との間に、助手による「台石の表象」が介在するのではない。台石を持っていくことと「台石！」とが直接に結びついている。助手は、「台石！」と叫ばれて、「台石がどうした？」とは考えない、その原初的な言語に「どうする」という語が含まれていないからである。また、「台石は重たい！」とも考えない。「重い」という語やその使用の仕方を修得していないからである。

助手は「台石！」という声に台石を運んで行くことが当たり前の生活を生きており、それは慣習化している。そこに理屈はない。台石を持っていくこと以外には他のやり方を思いつかないほど自明の現場が想定されている。既に日本語を修得している者にとっては想像しがたいならば、言語習得以前の赤ん坊をイメージすれば合点がいくであろう。

このような言語と行為との関係の成立以前に、次のような過程が見られるであろう。

教わる者が対象を名ざすということ、すなわち、建築家Aが石を指し示すなら、助手がその語を発音する。(20頁)

さらに、それ以前に、

建築家が言った語を、そのまま助手があとから発音するということ。(20頁)

言語の基盤とはこのような自明な局面であるとワイトゲンシュタインは言う。このような原初的言語の成立後に語と対象との間に一対一対応があることが学習される。

対話における「何？」や「どうした？」という問いは、カールソンの談話分析を適用するならば、原初的言語における「台石!」という文に比べ、実は暗黙の前提に支えられていることが分かる。カールソンの対話規則によると、

(1) 景観とは何でしょう。

という、(専門家の) 問いかけの暗黙の前提は、

(2) あるものは景観である。

または

(3) 景観なるものが存在する。

である。(1)を問う者は、この前提を保持している。心積もりの景観イメージを保持しつつ、このように問う。しかし(1)を問われる住民は、(2)や(3)を受け入れる必要はない。逆に、

(4) 私は景観が何か知りません。

と、正当に答えることができる。ここでは、住民集会におけるそういう場面を想定する。正当である理由は、(1)の問いに随伴している、

(5) 私は、あなたが、景観とは何であるかを知っているかどうかに興味がある。

を問いの形にした

(6) あなたは景観とは何であるか知っていますか。

という問いに答えているからである。(4)のように応えられた場合に、(1)を問う者はどうするか。二つの方向に分かれる。一つは、景観に関する知識を共有するべく、さまざまなデータ(図・写真、景観の歴史など)を提示し、住民を啓蒙する方向である。他方は、景観計画の原初的立場に戻って、(2)や(3)を破棄し、景観について語る用語の対話的定立に取り組むという方向である。この研究は、後者の方向である。そのための準備として、次節で日常的現実を白紙に戻すことについて考える。

### 3. 景観の客観性について

「心に現れる景色」という用語と結びつく主観性をより鮮明に浮かび上がらせるものとして「景観」に関する裁判がある。「景観」に関わる裁判の初めてのものは昭和44・1969年「日光太郎杉事件」である。栃木県が道路拡幅工事に必要な土地の強制収容により、その土地の老杉が伐られることによる景観破壊への異議申し立てに対して、裁判官は土地収用による景観の破壊を認め、栃木県収用委員会の土地収用の裁決を取り消すという判決を下した。この裁判における景観の記述は、

本件土地付近は、日光国立公園の表入口にあたり、紺碧の清流に架る朱塗の神橋とこれを囲む数百年を経た老杉、とりわけ神橋の正面に位置する太郎杉を中心とした巨杉群が、その付近の地形とあいまって作りなす風致は、数ある我が国の国立公園の中でも、その入口の景観としては屈指のものであり、日光国立公園を訪れる多くの人が、その入口の第一印象のすばらしさに感嘆するところでもあり、このことは広く海外にまで知られていることである。<sup>8)</sup>

であり、「巨杉群」は、15本であると数量的に限定されていることから少なくとも景観を構成する要素が具体的ではっきりしており、それについて原告と被告との間に争いが生じていない。当事者間で「景観要素」の理解は一致している。原告・被告の「心に現れる景色」を構成する要素に対応するものを明示的に示す手続は、

- ① 入り口景観の写真を作成、または現地に原告・被告が立ち会う。
- ② 裁判官（または第三者）が「神橋！」と叫んで、神橋（の写真）を指し示す。
- ③ 裁判官（または第三者）が「杉15本！」と叫んで、「一本、二本、・・・、十五本！」と叫んで、15本の杉（の写真）を指し示す。
- ④ 指し示す動作毎に同意・不同意の合図を取り決め、それを原告・被告に伝達し、②と③を繰り返す。
- ⑤ 裁判官（または第三者）が「神橋！」と叫ぶと、原告・被告が神橋（の写真）を指し、「杉！」と叫ぶと、杉（の写真）を指す。
- ⑥ 裁判官（または第三者）が、神橋（の写真）または杉（の写真）を指すと、原告・被告が、「神橋！」または「杉！」と叫ぶ。

である。このような一種の言語ゲームを景観構成要素に関して、必要な限り行うことにより、原告・被告・裁判官の「心に現れる景色」を構成する要素についての一致が生じていることが確認できよう。ただし合図の説明が通じるためには、原告・被告・裁判官が、日常的に使用される日本語を獲得していることが前提されておらねばならない。

歴史的景観の重要性を論じ、それを住民の権利として訴えた裁判は、「和歌の浦景観保全訴

訟」がはじめてであると言われる（直木孝次郎2頁和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録を刊行する会「よみがえれ和歌の浦—景観保全訴訟全記録—」東方出版、1996）[「和歌の浦」景観訴訟事件]。しかし、もしその原告団副団長多田道夫（意見陳述「景観とは何か」）が、熊楠の景観論「・・・至道は言語筆舌の必ずしも説き勧め論し解せしめ得べきにあらず。・・・」を引くように、景観とは語るができないものであるとするならば、景観裁判は裁判当事者間で景観用語に関する**言語ゲームを演じている**と見なすことができる。その過程において、当事者間で証拠という事実的なものの提示やそれについての言葉によるやりとりや現地検証（2回）などにより、景観用語（歴史景観、歴史的景観権など）の意味が定立されていくと考えられる。（法廷は裁判当事者が生活形式を同一にする共通の場である。）

和歌の浦景観保全訴訟における原告側の主張は、江戸末期に建設された不老橋の海側に平成元年に建設したあしべ橋が「和歌の浦の歴史的景観を破壊した」というものであり、被告側の主張は、「和歌の浦の景観が回復困難なまでに破壊されたことは否認する。」というものである。判決では、歴史的景観やそれに伴う歴史的景観権の内容が、「成熟し、一義的かつ明確に定まっているとはいえない」とし、「歴史的景観権」を法的権利として認めることは困難である。（付録表-7理由20）としている。また、和歌の浦が、一時期文化財（記念物）指定を受けていたが、法改正に伴う再指定の手続きがなされなかったことにより、その指定が失効していること、不老橋も指定文化財の指定を受けていないことを挙げている。（裁判官は、歴史的ということは、人為的な積極的継続性を伴わねばならないと考えていることを示す。）

裁判官独自の意見として「景観は、空間的な広がりや歴史的・時間的広がりやの二面性を持つものであり、・・・和歌の浦の景観自体は万葉集の時代から現在までの間大きな変化を遂げており、そのどの時代のどのような景観が権利の対象となるのかも明確ではない。」（付録表-6理由15）とあり、この裁判における景観の内容は、日光太郎杉事件に比べて、万葉集の時代の和歌に詠われて以来の場所の眺めという歴史性を備えるものであり、この歴史性をどうとらえるか、万葉集時代以来の事柄を、今の景観に重ねてみるか、今の景観は、万葉集の時代のものとは異なると見るかが争点となる。

和歌浦の景観特性について、証人Mは、都市設計の専門家の立場から、見る側から近景・中景（見られる側から中景観）・遠景（見られる側から大景観）に分け、それぞれを構成する景観要素的なものを表-1のように挙げ、景観計画的観点から、視野（ビスタ）と軸線という用語を導入する。軸線として、第1に、権現山-市町川-不老橋-干潟-紀三井寺-名草山、第2に、津屋川-玉津神社-不老橋を挙げる。視野として、観海閣辺りから不老橋を見る視野、片男波に行く途中の水辺から見る視野を挙げ、そしてこれらの視線、全部が収束してくる要所に不老橋があるという意味で、見るポイントとしての不老橋の重要性を強調する<sup>9)</sup>。

表－1 証人Mの証言に含まれる和歌の浦の景観要素用語（太線で囲まれた部分）

見る側の景観分類	景観要素群	見られる側の景観分類	視点からの距離の目安 (*1)
近景	不老橋, その欄干, 石造りの橋脚, 植栽		近景: 500m程度以内
中景	不老橋, 妹背山, 観海閣, 奠供山, 市町川, 玉津島神社, 不老橋の南の水辺	中景観	中景: 500m～3km
遠景	干潟, 入り江, 水面, 名草山, 紀三井寺, 片男波	大景観	遠景: 3km以遠

\*1 「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ 表－7.9.12 物理的指標の代表的な例」, 建設省都市局都市計画課監修, 面整備事業環境影響研究会編著, 平成11年11月, 282頁

しかし, このような景観特性の記述は, 裁判官にとっては当該景観の一つの解釈であり, 一義的でないと見なされる。裁判官は「景観は, 空間的な広がり」と歴史的・時間的な広がりとの二面をもつもの」(付録表－6, 理由15)と規定しており, 空間的広がりが地図上で示され, 歴史的・時間的広がりを年表で示されるならば一義的と考えるように読み取れる。つまり景観は, 具体的に限定され, 極端として数量的・面積的なものが示されることが必要であり, また景観を構成する要素が枚挙される必要があると, 裁判官は考えている。歴史的・時間的な広がりとは, 年表で示されることが具体的であり, 一義的となるのであろう。

また裁判官は, 景観は変化するものであるとも言うが, 景観を変化するものの総体としてとらえる, つまり歴史的・時間的累積として成り立つとするのではなく, 変化するからどの時点のものを対象にしているのかがあいまい不定なものであるとする(付録表－6, 理由15)。

#### 4. 景観裁判の景観的論点

和歌の浦不老橋裁判の裁判官の景観理解を, その判決文を分析することにより抽出する。

判決文の構成は, 「主文」「事実」「理由」の三部構成であり, 「主文」は, いわゆる判決である。「事実」は, 原告, 被告双方の言い分について, 裁判官が当該裁判に関係する事項のみを取り上げ整理したものである。原告側と被告側の言い分のうち裁判官が事実と認定したことを述べているのではない。整理した各言い分の対立関係に対して裁判所が下した判断が「理由」に書かれている。(「事実」部分と「理由」部分は, 「事実・理由」とひとまとめに書かれることもある。)

判決の「理由」部分で「景観」という用語が使用されている文は, 三つの場合に分かれる。一つは, 「事実」部分に書かれていることと重複する文であり, 原告または被告が使用する用語「景観」の意味を採用している。二つ目は, 「事実」部分の文と重複しないが, 審理過程で提出される証拠や証人の言説から獲得した意味を採用している場合である。三つ目は, 裁判官独自の景観に関する見解, つまり裁判官が, 当該裁判以前に獲得している意味で用語「景観」

を使用している場合である。この場合は、裁判官が予断を持つことを意味し、審理の公正さという点では望ましくない。これらのことを念頭に置きつつ分析を行う。分析前処理の手順は、

1. 判決文中の「景観」という字句をマークする。
2. その文を抜粋して表にする。
3. 「事実」部分の原告の言い分と被告の言い分とを分ける。
4. 「理由」部分の文のうち、原告の言い分・被告の言い分と重複するものをマークする。
5. 重複しないものについて、証言・証拠において裏付けられるものを探す。
6. 残りのものについて考察する。

である。

上述の分析前処理作業により取り出された文を付録の表－1，表－2，表－3に示す。この表から何うことのできる裁判官の景観用語の理解は以下の通りである。

「被告」側は、あしべ橋の姿・形について、

和歌山県では、新橋建設に当たり、周囲の景観に配慮し、その調和を図るよう形状等を決定してあしべ橋を建設したもので決して和歌の浦の景観を破壊するものではない。(付録表－4，整理番号43，「被告」8)

と主張する。配慮の内容として、裁判官は、

- ① 橋の構造を石造り風のアーチ橋とし、石材は青石とする。
- ② 不老橋からの眺望をなるべく妨げないように橋の高さを不老橋と同じ高さとする。
- ③ あしべ橋からの眺望を楽しめるようにバルコニーを設ける。
- ④ 照明灯が眺望の障害とならないように手すり部に照明を埋設する。(付録表－5，整理番号52，理由6)

を取り上げる。あしべ橋全体については、

不老橋は一連のアーチ式の石橋であり規模も小さいのに比して、あしべ橋は全長八〇メートル、両側に幅二メートルの歩道を含む幅員一メートルの四連アーチ式の橋であり、不老橋に比して長大なため、海側から不老橋を望むことが困難になり、右の点で景観の変化は大きく、又、橋が二重になったことで本件工事施工地域工事前とは景観に変化を生じさせているが、上流側から見ると、あしべ橋は〔上述①～④〕のとおり配慮により不老橋に概ね隠れ、比較的目立たないようになっている。(付録表－5，整理番号51，理由5)

と述べ、和歌の浦の景観が、橋の建設により大きく変化していることは認めるものの、橋の姿・形について周辺の景観との調和が考慮されているとする。この裁判官の言う「周辺の景観」は、不老橋とあしべ橋との関係についての景観（近距離景）であり、それらから離れ、視野を広げた中距離景や遠距離景についての考慮は入っていない。

裁判官は、景観についての評価が人によって異なることを考慮し、どちらか一方を支持する

ならば、主観的となるので、どちらにも賛成しないことを貫こうとする。このことは、一見公明正大のように思えるが、判決文では、原告の景観主張「あしべ橋が、和歌の浦の景観を破壊する。」を「客観的でない」という理由により退けるだけであり、被告の主張「あしべ橋が、和歌の浦の景観を破壊しない。」については、その客観性を問わない。

## 5. 景観の主観性の客観化

景観の主観性と客観性の関係を、和歌の浦不老橋裁判の判決文に即してより詳しく見る。そのため判決文から、用語「主観」と「客観」と、それに関連する用語「見る」「主体」等を含む文を取り出すと、表-2のようである。

「原告」側は、歴史的景観は、個人の主観を超えたものであるから客観的に価値あるものとする。その根拠として、諸種の法律・事業などにおいて、「景観」という用語が使用されていることを示す（表-2、整理番号8）。それに対して「被告」側は、和歌の浦を歴史的景観としてとらえることは主観的な評価であるとする（付録表-4、整理番号38）。

裁判官は、景観に対する判断は、個々人の主観的判断が入り、人それぞれによって異なった判断が生じることを指摘し（付録表-6、整理番号62、付録表-6、整理番号63）、和歌の浦の景観の一部をなすあしべ橋の善し悪しについて、それが景観を壊すという「原告」の主張に対し、壊さないという根拠を直接挙げるのではなく、あしべ橋の建設を必要とする地元地区の自治会などの団体があることを挙げ（付録表-6、整理番号63）、景観を壊すかどうかという争点から、あしべ橋が不必要であるか、必要であるかという争点に移行させ、それについては意見が分かれていることをもって景観についても意見が分かれることを示唆する。

「原告」側が、和歌の浦の景観は不老橋を中心とする同心円的な三重の景観と把握することに対し、裁判官は、特定の個人の把握であり、そのことを指して主観的なものと言う（付録表-6、整理番号63）。裁判官にとっては、憲法に記載されている「国民」や社会、総体としての住民のように個々人ではなく、特定多数の集団が示す判断が客観的なものと考えているようである（付録表-7、整理番号65）。そして裁判官は、そのような特定多数の判断が得られていないことを「社会通念上十分に成熟しているとはいえない。」ことの根拠とし、「歴史的景観権」を法的権利として認めることは困難とする（付録表-7、整理番号64、65、66）。

「不老橋を中心とする同心円的な三重の景観」という原告側の都市設計の専門家（証人M）の証言も、裁判官にとっては、一個人の主観的なものにすぎず、集団の意見を代表していない。この点について専門家としての証人Mの考えを確かめるため、その証言から、「主観」・「客観」という用語が出現する文を取り出す（表-3）。これによると、景観事象を見る側と見られるものとの関わりでとらえ、見られるものの成り立ちに歴史性や地域性が加わり、地域の文化財としてあり、個人の裁量・判断の及ぶものではないとしている。これは、見る側が一個人であ

表-2 判決文からの用語「主観」「客観」を含む文の抜粋

整理番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む文の中で、用語「主観」「客観」を含む文	判別
			以下の判決文の出典は、「よみがえれ和歌の浦—景観保全訴訟全記録—」、和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録を刊行する会、東方出版、1996 である。	
7	「原告」7	418下	このように、歴史的景観は、人間の精神活動、人格の形成に必要な不可欠なものであり、それは、個人の <b>主観的な評価</b> ではなく、個人の <b>主観</b> を超え、それ自体 <b>客観的に価値のあるもの</b> である。	
8	「原告」8	418下   419上	歴史的景観を含む景観が、 <b>主観的なもの</b> に止まらず、 <b>客観的なもの</b> として法的保護の対象となることは、昭和四一年に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）が制定され、同法に基づき歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区が指定されるようになったこと、昭和四五年の改正の都市計画法によれば、必要に応じて歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区を都市計画において定めるものとされたこと、昭和五〇年に改正された文化財保護法に伝統的建造物群保存制度が設けられたこと等の立法措置、文化庁の「風土記の丘」事業、国土庁の「伝統的文化都市環境形式モデル事業、環境庁の「快適環境シンポジウム」、昭和六二年策定の第四次全国総合開発計画中に「歴史的環境の保全」の項があることなどの国の各種政策を見ても明らかである。	
38	「被告」3	428上	「和歌の浦」を歴史的な景観としてとらえることは <b>主観的な評価</b> であり、各人の自由であるが、これは、日照・通風の障害、大気・水質・土壌の汚染又は騒音などから個人の精神的・肉体的被害を守るための権利概念とは全く異質なものであって、権利というには全く適しないものである。	
60	理由14	439下	原告ら主張の「歴史的景観権」は、法的な概念としてみるときは、「歴史的景観権」の対象となる歴史的景観なるものの内容が <b>客観的に何を指すのかが明確</b> ではなく、他の景観と歴史的景観とを区別する <b>客観的な指標</b> が何であるのか、歴史的景観を破壊する対象物、範囲等についても明らかではない。	司法判断
62	理由16	439下	次に、景観に対する評価には、個々人の <b>主観的判断</b> が入ることが避けられず、そうであるならば、景観に対する国民（住民）個々の考え方には違いがあるであろうことは容易に推認できるのであって、歴史的景観として保護すべき対象、これに対する侵害の有無等についても、国民あるいは地域住民個々人で考え方が相違するであろうことも想像に難くない。	「原告」7の後半に 対立する 司法判断
63	理由17	439下   440上	原告らは、和歌の浦の景観を不老橋を中心とする同心円状の三重の空間と把握するが、右のような把握の仕方はすぐれて <b>主観的なもの</b> といわざるを得ないし、原告らは、本件工事は和歌の浦の歴史的景観を破壊すると主張し、成立に争いが無い甲B第三号証の1ないし、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲B第五号証の1ないし7、証人犬飼孝、同山口祐造、同三村浩史の各証言及び原告藺田香融、同藤本清二郎の本人尋問の結果によれば、学者、住民等の中にあしべ橋の建設は和歌の浦の景観を破壊すると評価する者がいることは認められる反面、成立に争いが無い乙第二三号証、成立に争いが無い乙第六八号証により真正に成立したと認められる乙第二一号証、第四一号証の1ないし4によれば、本件においては、地元地区の自治会はあしべ橋の建設促進を希望し（その中で、あしべ橋の材質については自然岩の採用を要望している。）、和歌山県議会、同議長に請願もし、その請願は採択されており、和歌山県心身障害児父母の会も独自の立場からあしべ橋の建設を要望していることが認められるのであって、その評価は分かれている。	「原告」30と対立する 司法判断 「被告」10

表－3 証人Mの証言からの「主観」「客観」を含む文の抜粋

和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録を刊行する会 「よみがえれ和歌の浦－景観保全訴訟全記録－」東方出版、1996			
番号	証言者	頁	「主観」, 「客観」, 「見る」, 「見られる」を含む文
73	証人	97上	景観というものは、見る方の人間の知覚とか認識とかいったものから考える面と、もう一つは見られる対象としての風物など、客観的な実在というものを保全し、形成するという面との二つの面の総合した関係であります。
74	証人	97上	景観がありますと人々はそれを見て、あるイメージを持ち、知覚をするわけであります。
75	証人	97上	そしてそのような知覚は景観に対して価値を認め、評価を下しまして、その景観を守ったり、新しい形に作り変えたりして行く力として景観に作用します。
76	証人	97上	ですから、景観と人間の景観に対する知覚、風景を見る行為とは、相互につながりながら景観の中で形成されて行く関係にあると言えます。
77	弁護士	97下	八 そうしますと、景観は見る側からしますと、主観的なものといえなくはないけれども、見る対象としては客観的な実在だから主観的なものではない。
78	証人	97下	その関係は少し複雑になりますけれども、各人がある回ある回に景観を眺める場合においては、好き嫌いであるとか感性によって、個人差というものが当然生じるわけがあります。
79	証人	97下	従ってその景観はよいとか悪いとかいう主観的な判断が入ってきますが、先程申しましたように、一つの地域の景観というものは歴史の過程の中で形成されてくるものであります。
80	証人	97下	ですから、景観と人間の景観に対する知覚、風景を見る行為とは、相互につながりながら景観の中で形成されて行く関係にあると言えます。、景観は、ただ単にあるというだけではなくて、その地域の歴史、文化、人々の膾炙して来た、人々に親しまれてきたその地域のイメージ、その地域の共通の文化財として存在するわけですから、個人個人の判断に委ねるべき価値ではないと言うことが言えます。
81	弁護士	97下	そうすると、個人の認識を越えた客観的な実在であって、共有の文化財であると。
82	証人	97下	景観は、その時々個人の判断で変えられるものではなくて、歴史的に地域の中で作られてきたものでありますし、そういう基本的な期待が社会的イメージとしてあるわけがあります。
83	証人	98上	景観の問題は、個別の主観的な判断だけでは方針を取り出すことはできません。
84	証人	106上	市民がその地域の景観を愛して、大事にして行くということが心の上で基本ですが、都市計画の専門家としては、景観基本計画がその心を体現し、表出することで手段として極めて重要であると思います。
85	証人	108上	景観を守り保全していく上で主体の問題というのは、非常に重要であります。
86	弁護士	112下	それから最初におっしゃってましたけれども、景観というのは見る主体と見られる存在との複合物ですよね。
87	証人	112下	はい。
88	弁護士	112上   下	景観だけあっても意味がないので、それを見る人、見に来てくれる人というのを当然、予想しなければならないわけでしょう。
89	証人	112下	はい。
90	弁護士	113上	ただ見る人があつての景観だというのは間違いでございませぬですね。
91	証人	113上	それはそうですね。

る限り、主観的に見るが故に客観的でないとする裁判官の判断と一致する。裁判官は、和歌の浦の景観の歴史性・重層性が、種々の専門家により縷々述べられても、それを述べる人が個人である限り、つまり、例えば文化財指定を受けるなどの非個人的集団によって認められる事実がない限り主観的であり、それ故「原告」側、「被告」側のどちらか一方の見方を採用できないとする。

景観裁判の審理過程において都市設計の専門家が証人Mとして景観に関して意見を述べても、一個人の意見であり、主観的としか見なされないことの遠因はどこにあるのだろうか。その証言の中で「土木工学大系」の景観に関する項目が言及されているが、それより5年後に「新体系土木工学59土木景観計画」（以後、「土木景観計画書」と略す）が発行されている<sup>10)</sup>ので、それを参照する。（以下の引用の〔 〕の中の数字は該当頁を示す。）

「土木景観計画書」において、景観の定義として、

- (1) 景観とは対象（群）の全体的眺めであり〔2〕、それを契機として形成される人間（集団）の心的現象である。〔3〕

とある。この定義によると景観は見る側から規定され、「心に現れる景色」と同質であり、景観は主観的である。しかし、一個人ではなく集団の心的現象ということが述べられるので、集団を構成する、それぞれの人の心的現象が一致すれば、上述の裁判官の考える景観の客観性の条件を満たすことになり、その限りで景観の客観性について語ることができる。

上述の景観を巡る争いは、既存の景観対象に新しく構築されるものが加わることにより景観破壊が生ずるか否かであり、静的な景観の善し悪しではなく、動的な景観計画を巡る争いである。景観計画について、「土木景観計画書」では、

- (2) 景観計画とは、われわれが眼にする景観という現象を、場の特性に応じてわれわれが望ましいと考える方向へ導いてゆくための手段の体系を作り出すこと。〔4〕

とあり、景観計画では、人間と物的対象の両者が計画の要素であり、景観計画の対象は、

- (3) 物的対象そのものではなく、視覚を媒介とする人間と景観対象との関係なのである。物的対象自身は重要であるが、それは計画対象そのものではなく、その一要素にすぎない。〔5〕

と言いつつ「人間の心理そのものを操作することは一般に困難であるので、景観計画の場合においても、やはり物的対象の取り扱いが計画行為の中心となる。」〔4〕とする。

景観計画の主体については、①公的機関、②大衆、③自然 の三つを挙げる。①、②は集団的または集合的人間のはたらきとして首肯できるが、それと対立する自然も計画主体とされる。その例として、四季の変化による景観の変貌を挙げている。

以上をまとめると、景観の主観性と客観性の観点は、一人が見る景観は、主観的であり、景観を多数が見て集団的合意があれば客観的であるということになる。

## 6. 「景観の定義」の再考

一人で見るとは主観的であり、多数が見て、その評価が一致すれば客観的であるという前節の結論は、景観現象的を射ているであろうか。社会的にみれば、「新土木景観計画書」の発行は1982年であり、そこでの景観の規定(1)が、「道路環境影響評価の技術手法2007改訂版」を通じて、「環境影響評価技術ガイド景観」（環境省、平成20・2008年）に引用され、約30年間弱の命脈を保っている。この規定の「眺め」は、「主体」が「対象」を見ることにより、主体の中に構成される景観の像であると解釈するならば、景観現象は、「対象」とそれに視覚的に関わる「主体」に加えて主体が形成する景観像との三項関係である。このことを明示的に述べるものに塩田他の規定がある<sup>11)</sup>。すなわち、

- (4) 景観を、ある場処・地域のもつ性質の一つとした場合、それを総合的な視覚的性質として捉えることは可能であろう。

その場合客体としての景観（景観要素群とみるべきかもしれない。）、更にそれを感じる主体たる人間、そこにもたらされる景観像の三つを区別することとする。

景観像は結果的にもたらされるものであり、前二者それぞれの時間的・空間的な差異・変化の影響を受ける。（改行は筆者）

塩田他は、(4)の文の下に図-1を描き、客体としての景観（A）と主体との間に景観像（B）を置いている。しかし、筆者は、図-2のように修正する。塩田他の景観像は、網膜に映っている像（B）であり、その網膜像からの情報（網膜位相保存情報）を踏まえつつ、脳の中の知覚処理過程により主体が「理解した図」を景観図（C）として、主体の頭の中に置く。「理解した図」とは、

- ① 図-3を見て、見えた図をC'とする。
- ② 「図-3は、カタカナ一文字とその鏡像をくっつけたものであり、そのカタカナ一文字は、「フ」である。」という情報の下に再び図-3を見る。見えた図をC''とする。

C'は、意味不明の図であったかもしれないが、C''は、「理解した図」と言えよう。C'とC''の網膜像Bは同一であるにも関わらず、脳内で処理されたものC'とC''とは、もはや異なっている。このように「ものを見る」とは、網膜像の空間的位相関係の情報を踏まえながら脳内で統合的な神経生理学的処理過程を経て「わかった！」と理解することを含む。図-3では、筆者が情報を与えているが、一般には、初見から時間経過の中での様々な情報が、さまざまな契機によって与えられ異なって見える。このような考えは、いわゆる知覚の「クオリア理論」に拠っている<sup>12)</sup>。

景観とは、このように主体的・主観的な事柄であるので、集団的支持・評価を客観性とする基準を持ち込む前に、集団を構成する人々それぞれに見えているものの管理・操作ということ

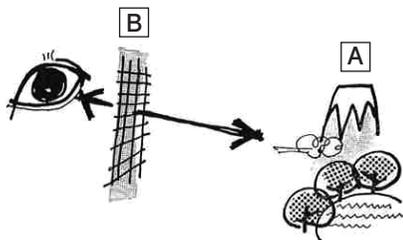


図-1 主体・景観像・景観客体（塩田等）

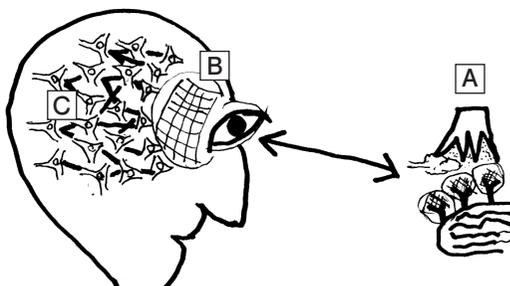
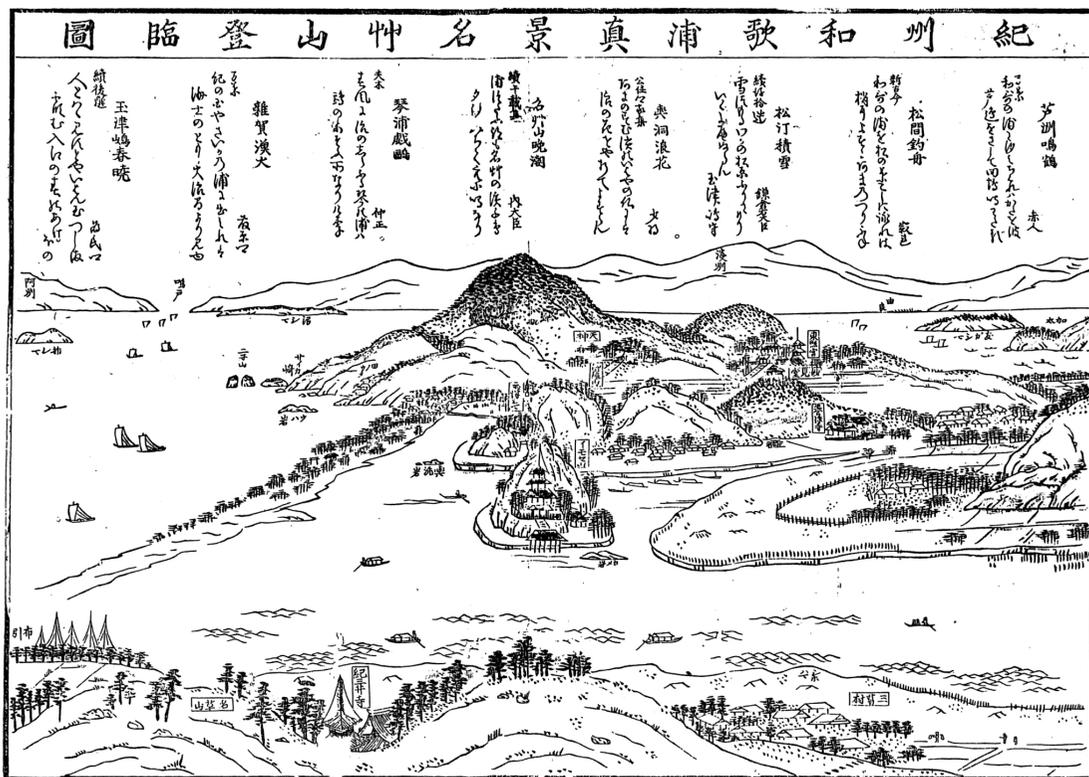


図-2 筆者による「景観」の構造

# 天

図-3 「理解された図」の説明（「茂木」より）



不老橋架橋以前——興洗岩がある（和歌山市立博物館蔵）

図-4 紀州和歌浦真景名州山登臨圖（和歌山市立博物館蔵）

が、景観に関わる合意形成過程にとって必要となる。

図-2の「理解された図」としての景観図Cを想定する観点を踏まえると、江戸時代の「紀州和歌浦真景名艸山登臨圖」(図-4)<sup>13)</sup>や現地踏査などを行い、和歌の浦裁判の判決文を再読すると、裁判官にとって「和歌の浦の景観」は、「理解した図」になっていないのではないかという感がする。筆者と同じ網膜像であることは疑い得ないが筆者が主観的に見るものと同じものを見ていないのではないかという疑問である。これは、法廷という司法の場では、裁判官は、訴えが成立するかどうかについて法的判断が求められるのであり、景観的判断が求められるわけではないので、裁判官は、当該景観についての自分の主観的見え方を表明せず、景観についての一般的考え方を述べるに留めているだけかもしれない(付録の表-7, 整理番号71, 理由25)。

## 7. 景観の局所性と非局所性

景観について、「景観として見ること」(理解した景観を見ること)は、さまざまな景観的知識を伴って見ることであり、眼前の景観要素群の背後にさまざまな事柄を想定することである。例えば、ある物を、テニスボールとして見ることは、テニスというスポーツゲームを知っており、その試合に使用されるボールとして見ることであり、その物の背後に、その物の観察からは出てこないという点でその物から離れた、さまざまな事柄の知識(世界知識)を前提にしている。それに対して、その物を見るとは、テニスボールという名前さえ知らずに、あるものに即して、丸くて黄色くて弾む物体として見ることであり、未だ何であると思ひ浮かべることせず、その物を見る状態である。

和歌の浦の景観を見ること、和歌の浦に即して見ることは、万葉集の時代に和歌に詠まれたという知識も持たず、つまりそのものから離れることなく和歌の浦を見ることである。一方、上述の証人Mの証言のように専門的景観知識、すなわち「軸線」「視野(ビスタ)」「要」などに照らして和歌の浦を見ることは、景観として見ることである。しかしそれらの専門用語の内容は観察不可能である。つまり「軸線」という線は和歌の浦のどこを探しても実在していない。また視野という枠組みが実在することもない。景観要素群をそのような概念に対応させつつ景観図を構成することは都市設計の世界の見方であり、その世界における多数の研究者により多くの観察事実から抽象され、概念化された専門知識である。

「景観」の特性は、局所的でありつつ、非局所的でもある。「景観を見る」というのはたつきは、遠くにある景観要素と近くにある景観要素とが網膜像として一つに集められるという点で非局所的である。図-5は不老橋に立ってカメラで周辺360度を写し、パノラマ写真として合成したものである。右手の橋(あしべ橋)の向こうには、図-6のような和歌浦が広がっており、右手の橋の建設以前には、不老橋から和歌浦の広がりが見えていた。



図-5 不老橋からの360度合成写真



図-6 あしべ橋からの和歌浦合成写真

これらの図は、

(イ) 手前に石の欄干が見える。遠くに山々と海面とが見える。

(ロ) 見えるものは、単に「あの山」「この川」「その海」などだけでなく、和歌の浦、妹背山、名草山、市町川、津屋川、片男波などと固有名でよばれる。

と記述される。近くの物群、遠くの物群が、一つの図の中に収まり、またそれぞれの物群が意味としてのまとまりを備えているという点で、これらの(イ)(ロ)が、和歌の浦の「心に現れる景色」の記述であるならば「景観」の特性として、局所的且つ非局所的である。このような記述をさらに細かくしていくことが、「和歌の浦の景観の特性分析」に通じる。

しかし、その非局所性は、今・ここに立つという点では局所に限定され、「私に見える」という点で主観的である。30人の住民が、(イ)(ロ)のように見えることに同意するとしても、やはり30人の主観の集まりである。そこに多数決原理を入れて客観的であるとしても、裁判官によって、他の見方も可能であるという理由で、その客観性は否定される。しかし、裁判官がそう考えること自体も主観的であるが、法廷では超越的に裁判官の主観性は直接に問われない。景観計画の住民集会において、この矛盾的堂々巡りを突破する方策を探るため日常用語を通じて景観用語を獲得する過程を次節で試みる。

## 8. 景観用語の獲得過程

ここで「日常言語」や「景観言語」と言わずに「日常用語」や「景観用語」と狭く限定する理由は、われわれの使用用語のレベル・分野の多様・多彩性による。物事を論じる際に単一のレベルや一つの限られた分野に限定した言葉遣いで述べることは困難である。対象言語だけでなくメタ言語や、ときにはメタメタ言語などが入り混じり、どのレベル・分野で語っているか

を弁別的に明らかにしつつ述べることは煩雑且つ複雑となり論旨が伝わらない可能性がある。そこで特定の用語に限定して論じることが、語り口を単純にし、理解し易いと考えられる。

(イ) (ロ) は日常用語で述べられており、日本語を母国語とする者にとって何の疑いもない。しかし、日常用語は、生まれたときからの生活の中で母国語として言語ゲーム的展開により獲得されてきたものであるが、それがそのまま景観用語として適用可能かどうかを確認する必要がある。字面が同じ日常用語群を景観用語群として獲得することを確認する必要がある。その再獲得過程を以下のように跡づける。

- ① 特定の視点からの可視領域を取り出す。
- ② 可視領域の面積などを計測する。
- ③ 立体視（両眼視）の可視領域を取り出す。
- ④ 「山」「川」「草木」という用語の意味を定立する。

これらは、景観について30人の住民の集会における合意形成を想定し、いわゆる景観についての知識を一度白紙に戻し、日常用語を景観用語として獲得し、景観用語を共有化することにより、景観についてのコミュニケーションを容易ならしめる働きがある。

景観用語の定立のための、①～④について和歌の浦（図-7）の範囲を事例として述べる。

### 8-1 特定の視点からの可視領域について

特定の視点とは、東経135度10分21.85秒、北緯34度11分12.43秒であり、標高2.5メートルとする。以後、この視点を「不老橋位置」と呼ぶ。GISにより作成した不老橋から見える範囲（可視領域）を図-8に示す。これを、図-7と比較すると、ビックリするくらい貧弱である。図-7の四角に囲まれた部分の面積は、約1,157平方キロメートルであり、それに対して可視領域の面積は、約143平方キロメートル、すなわち約12%である。つまりわれわれの景観に関する情報は、実際の面積の1/10程度の面積からの情報に基づいている。

可視領域の中で大きな面積を占めているものは、海水面であり、可視領域の70%を占め、不老橋位置からの景色の一つの特徴である。

### 8-2 立体視と可視領域

われわれは、ものを両眼で立体視しているので、左右の眼それぞれの可視領域は多少ずれるので、厳密にはそれらを考慮せねばならないが、左右の視差は10cm前後なので、両眼視を考慮した可視領域の面積の増加は微少であると考えられるので、ここでは省略する。しかし、立体視は、より実際に近い図像を得るはずであり、最近裸眼による3Dのハードウェアが市場に出回り始め、携帯ゲーム機も発表（2010/6/16）されているので景観に関する研究も将来的には立体視を考慮せねばならないであろう。

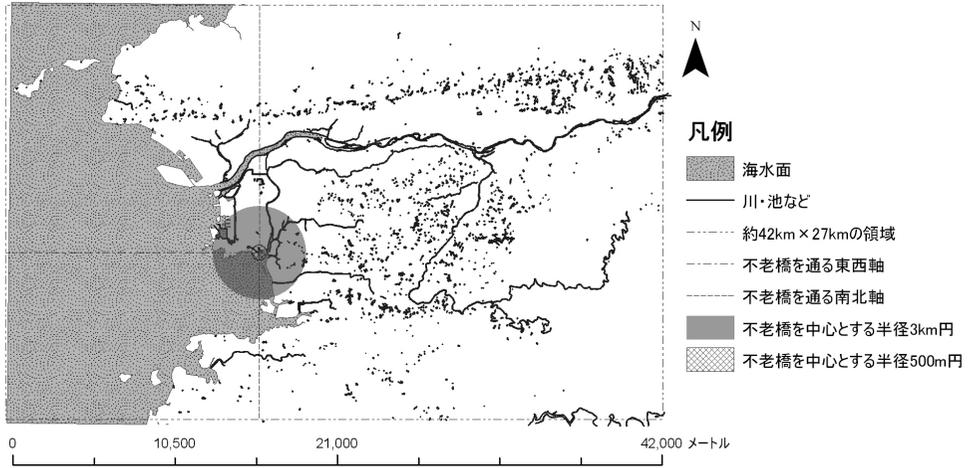


図-7 和歌の浦の山川図

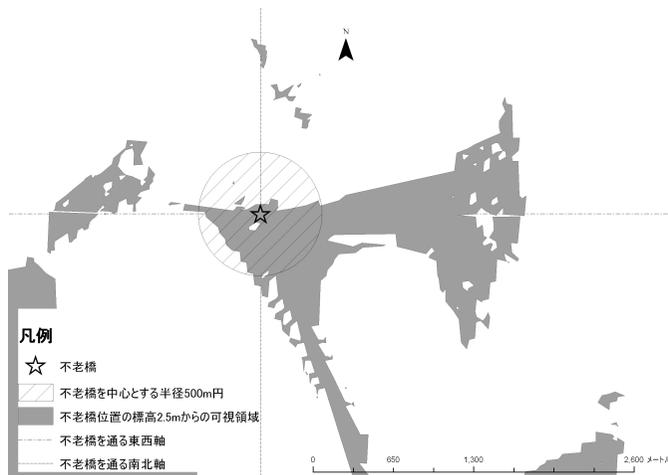
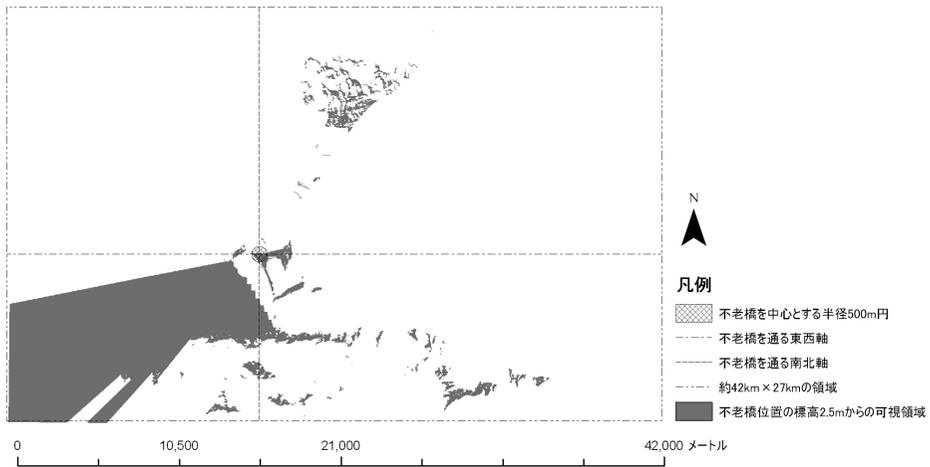


図-8 不老橋位置からの可視領域 (下図：上図の不老橋の辺りを拡大したもの)

### 8-3 可視領域の3次元図化

可視領域を3次元図化し、鳥瞰図の角度で表したものが図-9～図-10である。地表面の四角の枠は、作図作業で見当をつけるために描いているもので、大略42キロメートル×27キロメートルである。以後、この範囲を「当該地域」と呼ぶ。

これらを見ると、可視領域の面が、雲のように空中に浮遊していて、とても山のように見えない。ということは、面的可視領域だけでは日常用語の「山」のイメージを示すものではない。仮に可視領域の表層面に植生相のテクスチャが貼り付けられていても、アニメーション映画に出てくる天空の城ラピュタのようであり、日常的「山」のイメージではなからう。

日常的「山」は、天空ではなく、見ている人が立つ地点とつながるものであり、大地がせり上がったものである。また雨や川などにより削り取られるものである。そのようにしてできたものが図-11～図-14である。景色としてみると、地面より下の部分は、見えないのであるが、日常用語獲得過程の中で、天空に浮かぶものではなく、地上から隆起するものとして「山」の意味を学習しているのである。

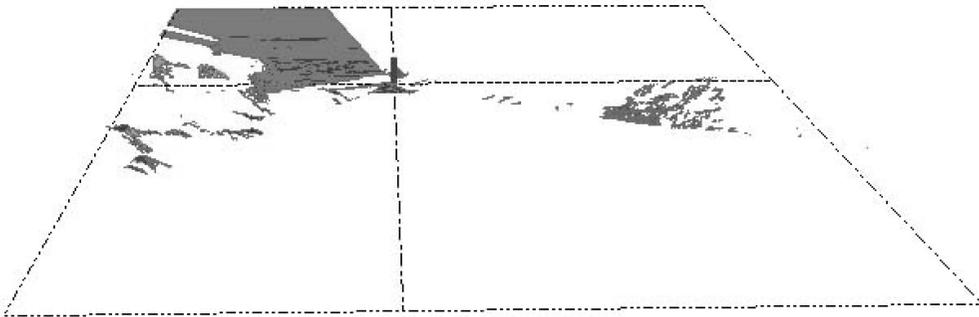


図-9 可視領域の3次元図（北から）

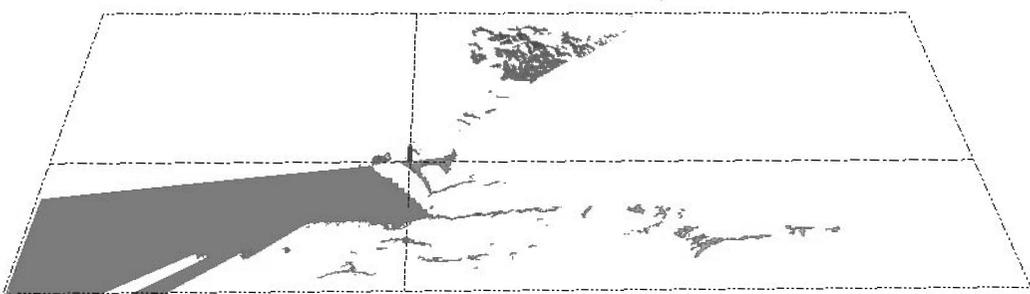


図-10 可視領域の3次元図（南から）

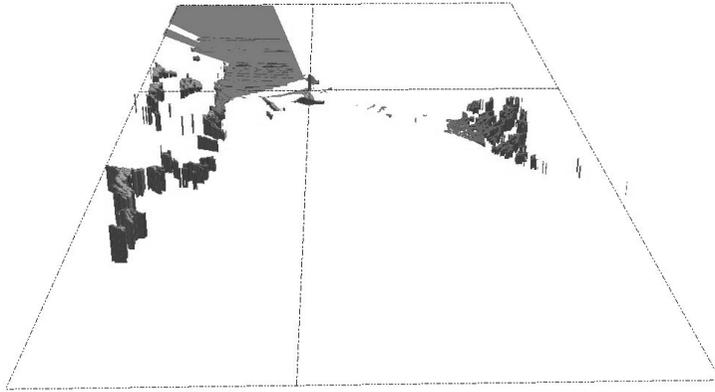


図-11 可視領域と地上との接続図（東から）

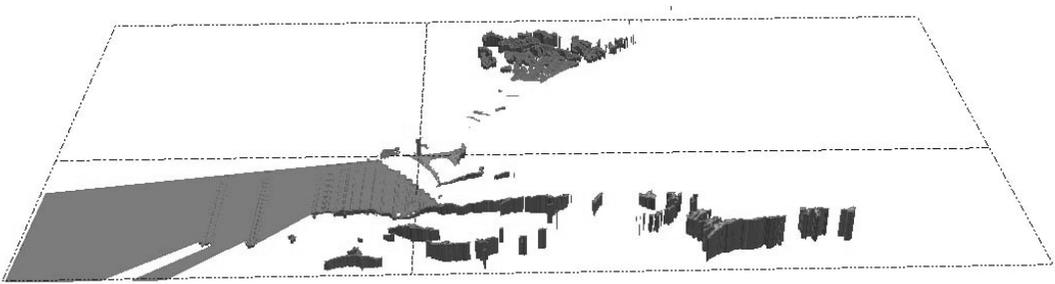


図-12 可視領域と地上との接続図（南から）

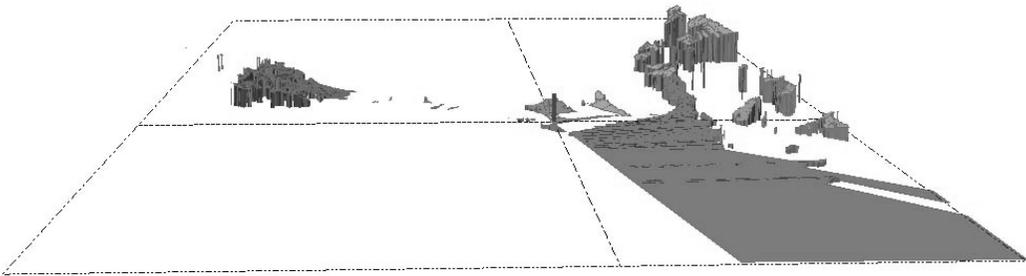


図-13 可視領域と地上との接続図（西から）

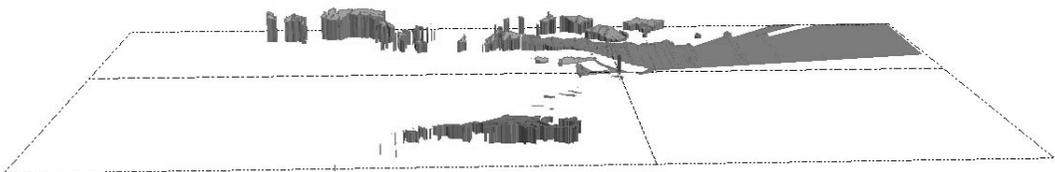


図-14 可視領域と地上との接続図（北から）

#### 8-4 日常用語「山」から景観用語「山」の定立

地面から隆起しているだけではまだ日常用語でも「山」とは呼べない。見えている山の背後には山の続きがなければならぬ。芝居の書き割りのように山の見えている面の背後が空虚で、山的なものが何もないならば、それは日常用語の「山」ではない。つまり日常用語の「山」は、

- ① 見える面に植生をもつ。
- ② 見える面の下が、空洞ではなく、土塊や岩石で地下まで詰まっている。
- ③ 見える面の背後にも山塊が連なっている。

という3条件を満たすものである。そのようなものが景観用語として「山」と呼ぶにふさわしい。このような山条件を満たす和歌の浦の山が、図-15～図-16である。

このような過程を経てはじめて和歌の浦の山の景観について、30人の住民の集会で「山」の共通理解に達することができる。そして、さらにそれらの山々を分節し固有名で呼称するならば、景観計画の資源となる。

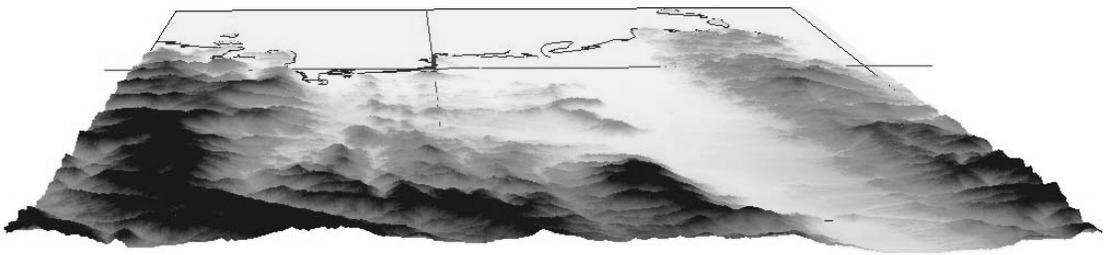


図-15 可視領域と不可視領域の山塊化（東から）



図-16 可視領域と不可視領域の山塊化（西から）

### 8-5 日常用語「川」から景観用語「川」の定立

川と可視領域とを重ね合わせると海水面を除けば、その重なる部分が圧倒的に少なく、可視領域の約1%である。つまりほとんど見えない。一般に川は、天井川を除けば地表面より下にあり、よほどの大河でないかぎり、または上空から俯瞰する以外は、川面はほとんど見えない。しかし、川面が直接見えなくても、裸地ではなく植生をもつ山の重なりが、川の存在を予想させる。つまり重なる山の間には谷があり、谷には川があることを日常生活の中で学習していることにより、間接的に川の存在を期待する。

川は、水が流れ、植生をささえるものとしての水の供給があって川である。そこで川にとって、その流域面積の大小が意味をもってくる。それを図化したものが、図-17である。これを見ると、当該地域は、大きく二つの流域より成り立っている。一つは「視点」を含む流域であり、もう一つはその背後の流域である。

これらのことより、川条件は、

- ① 川は目には見えない。
- ② 流域を区切る山を介して間接的にその存在性を伝える。

の二つの条件を満たすものが、日常用語「川」の意味を支え、そのことの確認により景観用語「川」が獲得される。

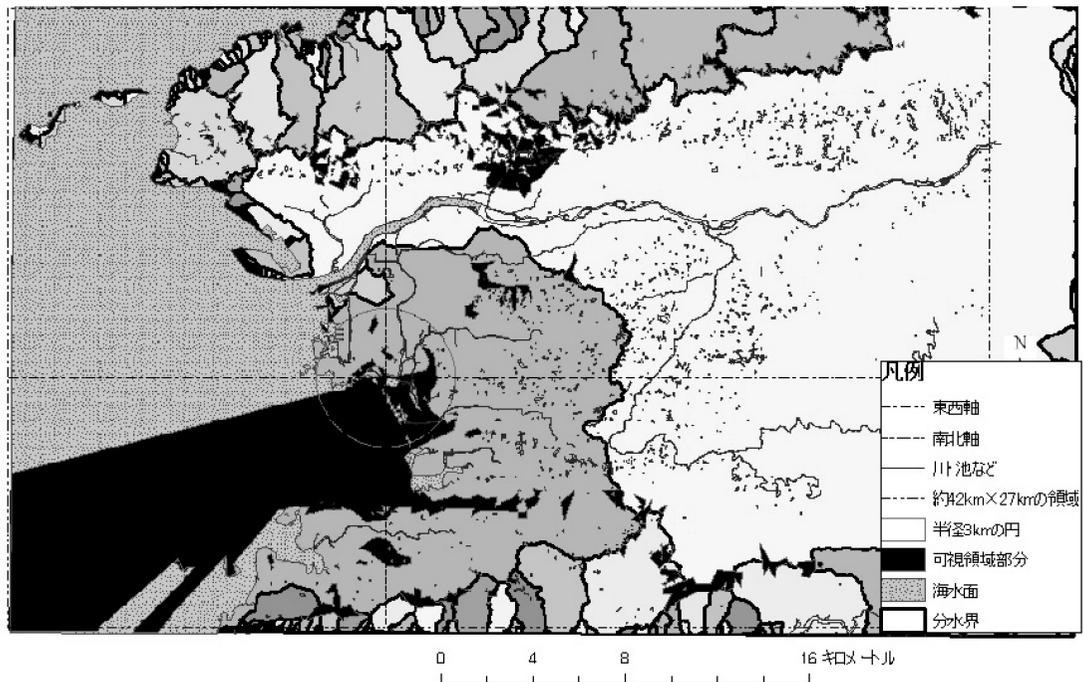


図-17 分水界と可視領域 (西から)

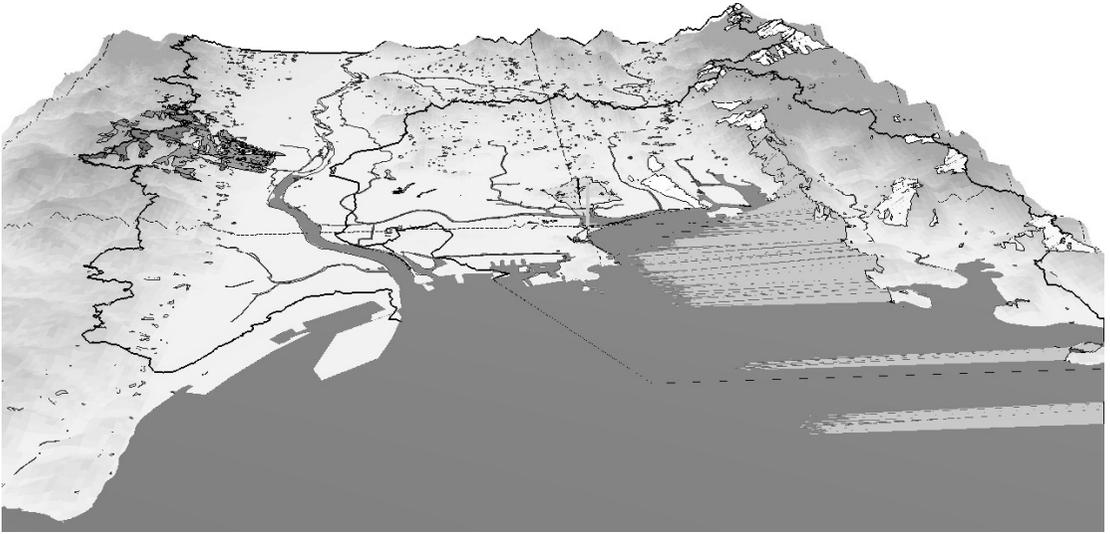


図-18 可視領域と不可視領域の山塊化（西から）

「和歌の浦全体」（大略42キロメートル×27キロメートルの範囲，面積約1,134平方キロメートル），つまり可視領域と非可視領域の山と川とを合わせて3次元図化したものが，図-18である。見えている山々は，異なる流域をなす山々の重なりを示す。塩田等の囲繞景と眺望景との区別は，実は，一つの流域を対象とするか，複数の流域を対象とするかの区別とも言える。

#### 8-6 日常用語「草木」の定立

景観にとって草木の緑は，欠かせないものであるが，一口に緑と言っても，その内容は多種多様である。ここでは，環境省の植生調査データを参照する。それによると当該地域で挙げられている植生の区分は44区分であり，そのうち上位8区分の分布図と不老橋位置からの可視領域とを重ねて示すと図-19となる。更に，不老橋を中心とする半径500m，3kmの円とを重ねたものが図-20である。当該地域の植生の内，大きな面積を占めるものの順番は，杉・桧植林，常緑果樹園，ツツジ・赤松群，水田雑草群落，コナラ群落，黒松群落などである。図-21の円グラフの「0%」は，3.6平方キロメートル～0.01平方キロメートルの範囲の数値を意味する。

これらの内，不老橋位置から見えているもの（可視領域の範囲と重なるもの）は，3キロメートル円外の南右手に常緑果樹園，南左手に杉・桧植林，それより手前に椎・檜萌芽林である。北方の主要なものは，黒松植林である。3キロメートル円上の南にコナラ群落と市街地がある。3キロメートル円内では，東にススキ群団，常緑果樹園，椎・檜萌芽林，畑地雑草群落，そして市街地がある。他の大きな面積を占めるものは，海水面である。

植生は，春夏秋冬で，例えば，常緑樹と言えども新芽の季節と花を咲かせる季節，また実を

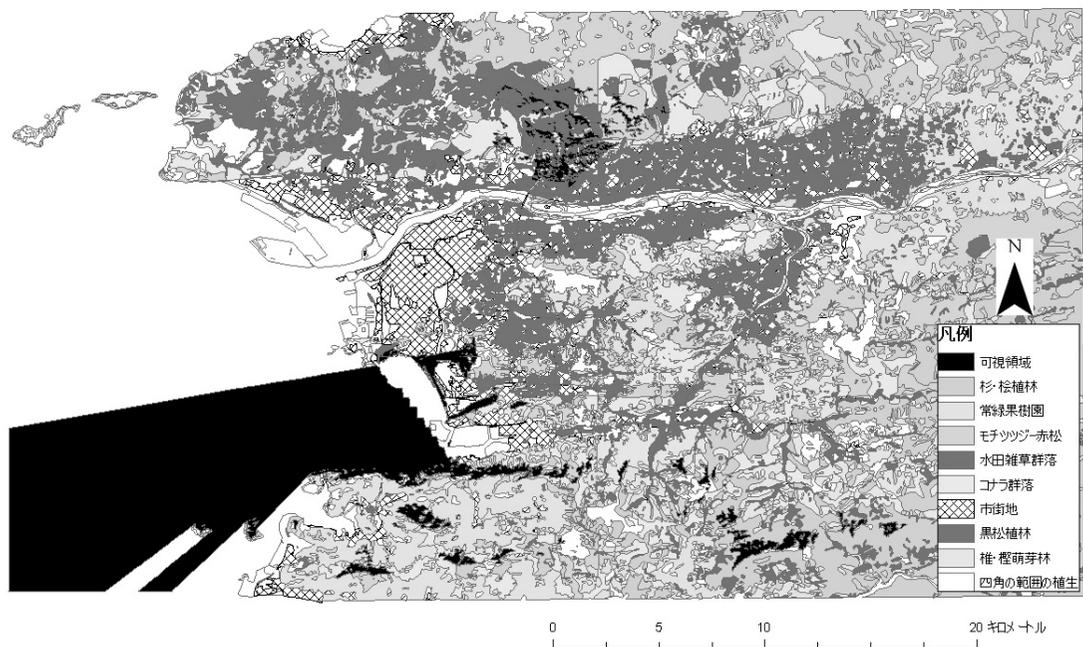


図-19 可視領域と当該地域の植生



図-20 可視領域と当該地域の植生の拡大図

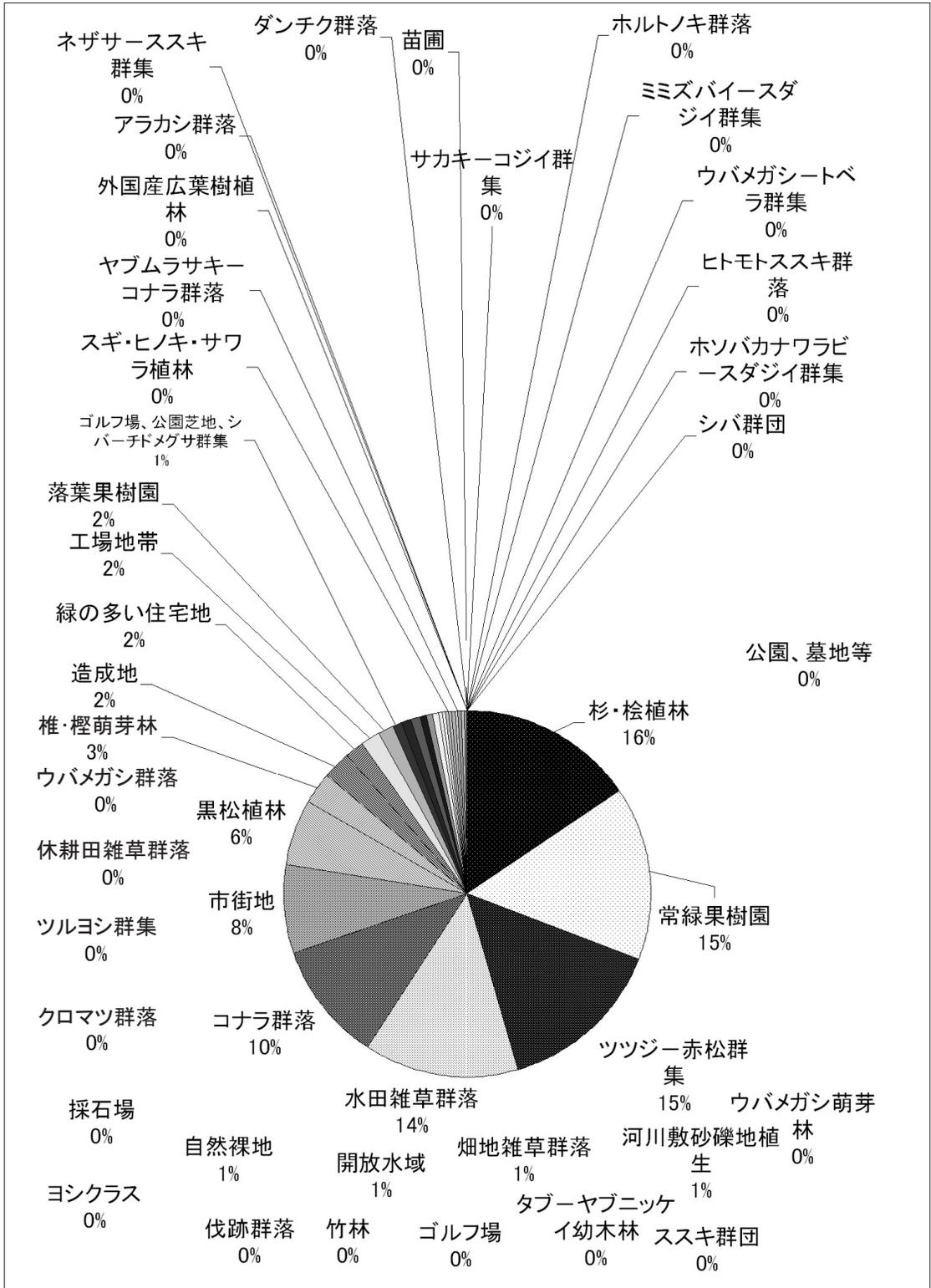


図-21 可視領域の植生構成割合

色づかせ季節があり，落葉樹のコナラは，紅葉する秋があり，冬には葉を落としており，その様相を変化させる。

植生区分は，植物の多様な状態・性質を勘案してなされており，それらの関係は以下のようなものである。この図の右末端に植物名群落がぶら下がり，上述の凡例のような区分ができています。この中で人間活動の影響の有無は，景観計画に関わる。人間活動が停止すると，植生は潜在植生へと遷移していくので，必ずしも現在の状態が続くわけではない。植生景観を現状のままに保つことは，つまり保全することは，人間が関わらないのではなく，保護と管理という側面から考え，方策を立て，実行することを意味する。このようなことを考慮することにより日常用語「緑」は，景観用語化される。

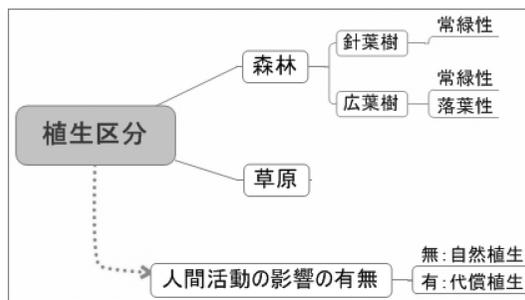


図-22 植生区分の多様性

## 9. 可視領域と景観計画（おわりに代えて）

景観と主観性との関係を求めて，景観裁判の判決文を分析し，裁判官の見解は，第1に，景観専門家の証言を含めて景観は主観的なものであるとしていること，第2に，主観的であっても権威ある委員会などの団体で合意されるならば，客観的とみなせるとしていることを抽出した。

景観についての住民集会を想定すると，われわれが日常的に対話することにより意思疎通をはかっていることに鑑み，景観用語の定立の過程を，日常言語獲得に類似な過程を経ることにより，景観は主観的なものとしても，景観についての意思疎通が図れるのではないかと考え，日常用語「山・川・草木」について仮想的定立過程を構成した。すなわち，GIS技術により和歌の浦不老橋を視点とする可視領域を3次元的に図化したものを作成し，それらの用語が，単に表面的に見えること以上の事柄を含んで成り立つ可能性を示唆した。われわれが日常生活の中で「山！」と呼び，「川！」と呼び，さらに「緑！」と呼んでいるものは，網膜位相情報を踏まえつつ，日常的な生活体験情報を脳内で独自に処理した結果であることを窺わせる。

景観についての議論は，「これ」「あれ」「それ」という指示代名詞の使用に加えて，景観用語を使用することを伴う。可視領域という概念は，他人に見えない「心に現れる景色」という

主観性による景観についての議論に、物理的に見えるものと見えないものに関する面積・種類数・割合などの数値的データを提供する。このことは「感ずる主体によって偏差の大きい総合的な景観像ではなく、客観的・共通的な把握を目指すことである。」という塩田等の指摘<sup>14)</sup>を具体化することに通じるが、本稿は、それに加えて、日常用語から景観用語への転換という観点を新しく加えることにより、住民集会における景観議論を共有用語の獲得過程から出発するという観点を構成的に示した。

本稿の成果を景観についてのワークショップなどで実際に検証することにより実践的な景観計画に備えたい。

## 注

- 1) 国土交通省, 「発見! わたしたちのまち大好きなまち [学校における景観まちづくり学習の手引き]」の「参考「景観」とはどのようなもの?」, 3頁, 以下からダウンロード (2010年7月8日)  
4) <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/sub2.htm>
- 2) 宮脇勝, 「景観・デザイン Landscape & Design」(特集: 都市計画研究の現状と展望), 都市計画275 vol.57/No.5, 107頁
- 3) Lauri Carlson, "Dialogue Games An Approach to Discourse Analysis", D. Reidel Pub. Co., 1985, Ch.4, Ch.6
- 4) 景観法 (住民等による提案) 第11条第1項
- 5) 永井均, 「私・今・そして神 開闢の哲学」, 講談社, 2004, 101頁
- 6) 永井均, 「ウイトゲンシュタイン入門」(第5章), 2007 (org.1995), 145頁
- 7) ウイトゲンシュタイン「哲学探求」(ウイトゲンシュタイン全集8), 大修館書店, 1976, 1978 (org.1953), 16頁
- 8) いわゆる「日光太郎杉事件」(昭和39(行ウ)4事業の認定並びに土地細目の公告取消, 土地収用裁決取消各請求事件 昭和44年04月09日 宇都宮地方裁判所) 判決文, 2頁, 裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の下記サイトよりダウンロード (2010/7/12)  
[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action\\_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=18478&hanreiKbn=04](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=18478&hanreiKbn=04)
- 9) 和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録を刊行する会 (代表: 藪田香融) 「よみがえれ和歌の浦—景観保全記録—」, 東方出版, 1996, 102頁
- 10) 篠原修, 「新体系土木工学59土木景観計画」, 技法堂出版, 1982, 2, 3, 4, 5頁
- 11) 塩田敏志, 小島通雅, 前田豪, 布施六郎「自然風景地計画のための景観解析 I 計画の手がかりとして」, 観光15号, 1967, 59頁
- 12) 茂木健一郎「脳とクオリア」, 日経サイエンス社, 1997, 2008, 208頁の図7・1「わけのわからない」図形の一部。
- 13) 和歌山市立博物館「特別展『和歌浦—その景とうつりかわり—』」, 和歌山市立博物館, 2005
- 14) 塩田他, 同上, 60頁

付録 和歌の浦裁判の判決文の中から用語「景観」を含む文（文中の太字は、筆者による）

表－1 和歌の浦景観保全訴訟判決文からの用語「景観」を含む文一覧 その1

		以下の判決文の出典は、「よみがえれ和歌の浦—景観保全訴訟全記録—」，和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録を刊行する会，東方出版，1996 である。	
番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む 1／7
1	「原告」 1	418 上	歴史的景観権の侵害
2	「原告」 2	418 上	歴史的景観権について
3	「原告」 3	418 上	土地の景観は、それ自体単に自然景観として存在するのではなく、自然の成り立ちとともにそこに住む人々の生活や風物行事その他その地が有する種々の人工の加わった文化や生活を反映し、内包した総体として存在するのであり、それはその地のこれまでの歴史とが深く結びついて成立し、これらが総体としてその地における景観を形成している。
4	「原告」 4	418 上	そのような景観の中で、特にその地の有する過去の歴史と密接不可分であり、歴史の存在により特別価値のあるものとして位置づけられている景観を歴史的景観と称する。
5	「原告」 5	418 下	歴史的景観は、右文化環境の一部を形成するもので、人々にその地域の歴史を追体験させるとともに精神的な豊かさを与え、健康で文化的な生活をもたらすものであり、また、「心のあるさと」、「心のよりどころ」として住民や訪れる人々の感傷を満たし、さらに、自分の国に対する誇りとともに、現在を生きる活力を与えるものである。
6	「原告」 6	418 下	すぐれた歴史的景観それ自体が、過去・現在から未来へと引き継ぐべき文化財としての文化的・学術的価値を有するものである。
7	「原告」 7	418 下	このように、歴史的景観は、人間の精神活動、人格の形成に必要な不可欠なものであり、それは、個人の <b>主観的な評価</b> ではなく、個人の <b>主観</b> を超え、それ自体 <b>客観的に価値のあるもの</b> である。
8	「原告」 8	418 下 — 419 上	歴史的景観を含む景観が、 <b>主観的なもの</b> に止まらず、 <b>客観的なもの</b> として法的保護の対象となることは、昭和四一年に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）が制定され、同法に基づき歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区が指定されるようになったこと、昭和四五年の改正の都市計画法によれば、必要に応じて歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区を都市計画において定めるものとされたこと、昭和五〇年に改正された文化財保護法に伝統的建造物群保存制度が設けられたこと等の立法措置、文化庁の「風土記の丘」事業、国土庁の「伝統的文化都市環境形式モデル事業、環境庁の「快適環境シンポジウム」、昭和六二年策定の第四次全国総合開発計画中に「歴史的環境の保全」の項があることなどの国の各種政策を見ても明らかである。
9	「原告」 9	419 上	我々は、このような歴史的景観を享受しうる権利を歴史的景観権と呼ぶことにする。
10	「原告」 10	420 上	歴史的景観権は、環境権の一内容として、人間の精神的に快適な生活利益を保障するために、文化的環境特に歴史的景観の維持・保全を求めることを内容とするものであり、憲法二五条の生存権、同一三条の幸福追求の権利、同二三条の学問の自由などに基礎を置く基本的人権として認められるべきものである。
11	「原告」 11	421 上	その内容としては、国や地方自治体による歴史的景観の破壊のおそれや事実があれば、それに対して差止請求や損害賠償を請求することができ（自由権的側面）、また、国や地方公共団体に対し、歴史的景観の保護・保全のための措置をとるよう要求することができ（社会権的側面）、さらに私人による歴史的景観の破壊のおそれや事実に対しても差止請求や損害賠償を請求することができる権利と解すべきである。

表－２ 和歌の浦景観保全訴訟判決文からの用語「景観」を含む文一覧 その２

番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む 2/7
12	「原告」 12	419 下	環境の一要素である歴史的景観は、他人の使用を排除して個人が独占することができない公共的性質を持っているから、歴史的景観権は集団的性質を有しているといえるが、その集団性は、集団で権利を主張することができる権利であるということに存し、各人は単に持分を持つに止まるのではなく、それぞれが独立して固有の歴史的景観権を有することまで否定されるものではない。
13	「原告」 13	419 下	②本件工事施工区域の景観
14	「原告」 14	419 下	「和歌の浦」は、歌人山部赤人によって、「若の浦に潮満ち来れば潟をなみ葦辺をさして鶴鳴き渡る」と歌われた地域であり、万葉の時代から多くの宮廷人にも讚美され、憧れの対象となった景勝地である。
15	「原告」 15	419 下	聖武天皇は、「和歌の浦」に行幸し、奠供山から眺めた和歌の浦の景色を称賛し、その景観保護を命じた。
16	「原告」 16	419 下	「和歌の浦」は、平安時代以降、その地形に変化が生じ、景観も一部変化が生じたが、引き続き、多くの人々によって景勝の地として愛され、歌や物語に取り上げられた。
17	「原告」 17	420 上	江戸時代になると、紀州徳川家によって、東照宮が建立されたのを始め、「和歌の浦」の自然景観を生かし、これと調和を図りながら「和歌の浦」一帯を景勝地として整備し、特に、本件工事施工区域については、妹背山への渡橋として「三断橋」を架け、妹背山に観海閣、多宝塔を建立し、市町の入江に中国の西湖を模して堤を築き、その入口に不老橋を架けるなどし、「和歌の浦」は多くの人々の心に残る名勝の地となった。
18	「原告」 18	420 上	明治期以降、「和歌の浦」はさまざまな開発の波に洗われ、その景観を変化させてきたが、本件工事施工区域を中心とする地域は「和歌の浦」の景観の最も優れた重要な部分として保護されてきた。
19	「原告」 19	420 上	このように、「和歌の浦」は、歴史・文学の宝庫であり、それ自体第一級の文化的価値を有する地域であるが、その歴史的・文化的価値は、いずれも「和歌の浦」の景観を基にして築かれていったもので、換言すれば、「和歌の浦」の景観は、単にその自然景観の素晴らしさに止まらず、それと一体になった歴史・文学の世界を追想・追体験することができる空間としての特色を有している。
20	「原告」 20	420 上	そして、本件工事施工区間は、「和歌の浦」の重要な景観を構成している地域であり、②で述べるように、万葉以来わが国有数の名勝であり、特に不老橋周辺は、自然と不老橋、三断橋、観海閣、多宝塔、玉津島神社、塩釜神社等の歴史的建造物などの人工物とが調和のとれた景観を形成し、歴史上、芸術上及び鑑賞上価値の高い名勝地であり、まさに歴史的景観権と呼ぶに相応しいものである。
21	「原告」 21	420 下	③本件工事による景観の破壊
22	「原告」 22	420 下	本件工事施工区域は、自然景観である名草山とそれに連なる山々、和歌浦湾の水面、干潟、妹背山、鏡山、奠供山等と人工的たる不老橋・三断橋等が渾然一体となって、絵画的鑑賞美を作りだしている。
23	「原告」 23	420 下	ところが、本件工事によって、不老橋の海岸側に長大な新橋（以下「あしべ橋」という。）が建設され、これにより、本件工事施工地域の景観美に重要な役割を果たしていた不老橋が、景観から遮断されてしまい「和歌の浦」の歴史的・景観的価値が回復困難までに破壊された。
24	「原告」 24	420 下	「和歌の浦」の歴史的・景観的価値を破壊してまで、本件工事を実施しなければならない必要性はなく、本件工事は、国民の歴史的景観権を侵害するものであり、違法・違憲である。

表－3 和歌の浦景観保全訴訟判決文からの用語「景観」を含む文一覧 その3

番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む 3/7
25	「原告」 25	420 下	和歌山県は、文化財を保護すべき義務があるにもかかわらず、前記のとおり、本件工事により「和歌の浦」の名勝としての景観を破壊したもので、本件工事の施工は文化財保護法に違反する。
26	「原告」 26	420 下	①文化財保護法にいう名勝（記念物）は、先人が創造した構築物が表現する景観美を主体とし、かつ、地理的範囲が比較的小規模に限定されている公園及び庭園並びに周辺の自然環境人文環境との調和によって景観美を形成している橋梁及び築堤（人文名勝）と、自然の景観美を構成する自然物であり、広域にわたる場合のある湖沼・海浜・山岳の景勝地（自然名勝）とがある。
27	「原告」 27	421 上	本件工事施工地域及びその周辺は、名勝地「和歌の浦」の最重要地であり、前述のような丘陵群、庭園、橋梁、歴史的・文化的かつ芸術的に価値の高い景観の地であり、文化財保護法二条一項四号の名勝地（記念物）に該当する。
28	「原告」 28	421 上	ア 名勝（記念物）は、歴史的にその地域、地域住民が鑑賞するに値する「名所」として親しんできた自然景観を保護することを目的とする概念である。
29	「原告」 29	421 上	名勝（記念物）たる橋梁も、当該橋梁を要とする自然景観を景観美の主要要素としており、それら自然景観を保護しようとするものである。
30	「原告」 30	421 下	ウ 本件工事施工地域は、空間的には不老橋を中心とする同心円的な三重の景観を有しており、一つは、万葉集に詠まれている名草山、和歌川河口水面、妹背山などの島・山・水面などによって構成される大きな広がりを持つ空間であり、二つには、江戸時代に形成された多宝塔・観海閣・三断橋・玉津島神社・不老橋などの建造物群によって構成される中程度の広がりをもつ空間、三つ目には、アーチ型石橋の不老橋とその周辺空間によって構成される比較的小さな空間であるが、いずれも不老橋をその要としている。
31	「原告」 31	422 上	文化財保護法の右規程は、前述の憲法上保障された歴史的景観権を保護すべき義務を国や地方公共団体に課したものとして強行規定と解すべきである。
32	「原告」 32	422 下	本件工事は、「和歌の浦」の要を担う不老橋の海側に歩車道橋を建設するもので、「和歌の浦」の最も重要な核となっている玉津島神社、不老橋、三断橋、妹背山周辺地区を分断し、不老橋周辺及び同周辺から東面する歴史的環境を著しく破壊することとなり、回復不能なまでに破壊するものであって、国民の歴史的景観権を侵害し、文化財保護法に定める文化財の保存・管理義務及び公開活用義務に明白に違反し、その違法性は極めて重大かつ顕著である。
33	「原告」 33	424 下	もつとも、本件工事は、前述のとおり歴史的景観権を保障する憲法に違反し、又、文化財保護法等にも違反するものであって、その違法性は重大かつ明白であるから、右見解にしたがっても、本件支出は住民訴訟の対象となる。
34	「原告」 34	424 下	本件で問題とされているのは、本件工事が憲法で保障された歴史的景観権を侵害し、文化財保護法等に違反するかどうかである。
35	「原告」 35	424 下	この点については、前述のように、本件工事は歴史的景観権を侵害し、文化財保護法等に違反し、その違憲性・違法性は明白であるから、裁量の余地はないものといわなければならない。

表－4 和歌の浦景観保全訴訟判決文からの用語「景観」を含む文一覧 その4

和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録を刊行する会 「よみがえれ和歌の浦－景観保全訴訟全記録－」 東方出版, 1996			
番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む文 4/7
36	「被告」 1	426 上	(一) 同(1)の歴史的景観権の主張について
37	「被告」 2	426 上	(1) 原告らの主張のように、和歌の浦の景勝は優れたものであり、世人の鑑賞に値するものであるが、このような景観を鑑賞すること、あるいは鑑賞しうることは、「そこに景勝がある。」ことによるものであって、個人あるいは住民又は県民が権利として取得したものでなければ、人格権的に保有するものでもない。
38	「被告」 3	426 上	「和歌の浦」を歴史的な景観としてとらえることは <b>主観的な評価</b> であり、各人の自由であるが、これは、日照・通風の障害、大気・水質・土壌の汚染又は騒音などから個人の精神的・肉体的被害を守るための権利概念とは全く異質なものであって、権利というには全く適しないものである。
39	「被告」 4	426 下	したがって、原告らのいう歴史的景観権なるものは俗称としてならともかく、法的概念としては到底承認することはできない。
40	「被告」 5	426 下	(2) 本件工事施工区域周辺の景観について
41	「被告」 6	426 下	このように、現在の和歌の浦の景観は万葉の時代のそれと大きく変化していることは確かである。
42	「被告」 7	426 下	(3) 本件工事により、不老橋の海側にあしべ橋が建設されたことは認めるが、これにより和歌の浦の景観が回復困難なまでに破壊されたことは否認する。
43	「被告」 8	426 下	和歌山県では、新橋建設に当たり、周囲の景観に配慮し、その調和を図るよう形状等を決定してあしべ橋を建設したもので決して和歌の浦の景観を破壊するものではない。
44	「被告」 9	427 上	原告らは、「不老橋の存在する位置を要とする和歌の浦一帯」とか、「不老橋を要とする自然景観」というが、景観上、地理上も、不老橋を和歌の浦の要であることは当を得たものではない。
45	「被告」 10	427 上	すなわち、周辺地域を不老橋を要とする同心円的な三重の景観と見る見方は、一つの見方ではあっても、一般的なもの、唯一のものでは決してない。
46	「被告」 11	427 下   428 上	因みに、国の「史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和二六・五・一〇文化財保護委員会告示)は、名勝の指定基準として、「わが国の優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては風致景観の優秀なもの、名勝的あるいは学術的価値の高いもの」としている。
47	理由1	435 上	万葉集に詠まれた「和歌の浦」が現在のどの地点を指すかは明確ではないが、現在の和歌浦地区を含む一帯を指しているものと考えられるところ、右当時、「和歌の浦」周辺の景観は今日とは異なり、雲蓋山、鏡山、奠供山等は満潮時には陸地から分離されて島となり、玉を連ねたような景観であったとされている。
48	理由2	435 上	(二) 平安時代以降、紀ノ川の主流の流路の変化などにより、前記小島は徐々に陸地化されたものと考えられ、万葉の時代とは景観を変化させていったが、「和歌の浦」は、歌枕の地となり、景勝の地として人々の鑑賞の対象とされてきた。
49	理由3	435 下	(四) 明治時代以降、市町の入江は埋め立てられて現在の市町川となり、市町川の右岸の埋め立て地には人家が立ち並ぶようになり、不老橋の建造時とは周囲の地形及び景観が変化し、ほぼ現在のような地形となった。

表一5 和歌の浦景観保全訴訟判決文からの用語「景観」を含む文一覧 その5

番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む文 5/7
50	理由4	436 上	(六) 本件工事施工前の不老橋周辺の状況は、別紙図面1のとおりであり、市町川の河口に岸の両側から堰がつくられ、その中央の開口部に一連のアーチ式の石橋である不老橋が架けられ、水面に写る不老橋と現実の不老橋とによって造られる景観を楽しむことができた。
51	理由5	436 上   下	不老橋は一連のアーチ式の石橋であり規模も小さいのに比して、あしべ橋は全長八〇メートル、両側に幅二メートルの歩道を含む幅員一メートルの四連アーチ式の橋であり、不老橋に比して長大なため、海側から不老橋を望むことが困難になり、右の点で景観の変化は大きく、又、橋が二重になったことで本件工事施工地域工事前とは景観に変化を生じさせているが、上流側から見ると、あしべ橋は後記のと通りの配慮により不老橋に概ね隠れ、比較的目立たないようになっている。
52	理由6	437 下	(三) 和歌山県では、新橋の架橋位置が景勝地である和歌浦地区にあるため、景観に対する影響を配慮してこれと整合するように橋のデザイン、予備設計などを専門家に依頼し、又、地元自治会の意見も聴取した上、①橋の構造を石造り風のアーチ橋とし、石材は青石とする、②不老橋からの眺望をなるべく妨げないように橋の高さを不老橋と同じ高さとする、③あしべ橋からの眺望を楽しめるようにバルコニーを設ける、④照明灯が眺望の障害とならないように手すり部に照明を埋設する等の景観に対する配慮を行ってあしべ橋の形状、材質等を決定し、これに基づいて本件工事を実施した。
53	理由7	437 下	(1) 原告らは憲法一三条、二三条、二五条に基づいて基本的人権として文化的環境である歴史的景観を享受しうる権利すなわち「歴史的景観権」が保障されていると主張し、これを前提として、不老橋を含む和歌の浦は歴史的景観に該当するところ、本件工事は、不老橋を含む景観を破壊するものであるから、違憲・違法であると主張する。
54	理由8	438 上	・・・の証言及び弁論の全趣旨によれば、西欧では、美しい町並みの保存について従来から配慮されており、イタリアでは一九八五年に景観保全法が制定されるなど景観の保護・保全に関する諸施策の実施をしていること、わが国においても歴史的風土（歴史上意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然的環境と一帯をして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況）の保存等を目的として昭和四一年に古都保存法が制定され、京都市、奈良市及び鎌倉等における歴史的風土の保全のため、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区が指定されることになったこと、昭和四五年改正の都市計画法によれば、必要に応じて歴史的特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区を都市計画において定めるものとされ、必要に応じてではあるが、歴史的風土の保存が都市計画の一部に取り入れられるようになり、さらに、昭和五〇年に改正された文化財保護法に伝統建造物群保存地区の制度が設けられ、宿場町、門前町、城下町（武家屋敷等）、明治洋風の建造物群であって建築後相当年数を経過した建造物により構成され、全体としてその位置、形態、意匠等において特色を有するものを選定して保護を図る制度が取り入れられたこと、平成四年三月三十一日現在で伝統的建造物群保存地区は全国で三四か所に上がっていること、文化庁の「風土記の丘」事業、国土庁の「伝統的文化都市環境保存地区等整備事業」、建設省の都市景観形成モデル事業、環境庁の「快適環境シンポジウム」、昭和六二年策定の第四次全国総合開発計画中に「歴史的景観環境の保全」の項があること等の国の各種政策にも、歴史的文化的遺産及びこれにかかる環境（景観を含む）の重要性に配慮し、これを保護しようとする傾向を窺うことができること、金沢市、倉敷市、柳川市、盛岡市、京都市、萩市、津和野町等の地方公共団体において、伝統的建造物や町並みの保護を目的とする条例が制定されていること、山梨県においては「山梨県景観条例」が制定され、自然や貴重な歴史的文化的遺産をめぐる景観を後世に継承すること及び魅力ある景観を創造することが快適な環境を形成する上において極めて重要であるとされていることが認められ、これらを総合すると、近年、貴重な歴史的・文化的遺産を含む景観が文化的環境を構成するものとして人々の生活にとって重要であるとの認識が深まってきており、歴史的文化的環境の保全が一つの社会的課題とされてきていることが認められる。

表一6 和歌の浦景観保全訴訟判決文からの用語「景観」を含む文一覧 その6

番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む文 6/7
55	理由9	438 下	したがって、人々の文化的で健康な生活のために、自然的に良好な環境だけでなく、文化的にも良い環境が必要であること、文化的環境の人間精神生活に果たす重要性や人格形成に果たす役割についても理解できるところであり、そのような文化的環境の一環として歴史的景観が存在しうることは肯定されてよいものと考えられる。
56	理由10	439 上	(3) しかし、憲法一三条、二五条は個々の国民に対し直接具体的な権利を授与するものでないことは前記のとおりであり、前記立法や諸施策は、行政が文化的・歴史的環境の重要性に鑑みその政策として採用し、実施してきたものと見るのが相当であって、原告ら主張の「歴史的景観権」なるものが憲法上基本的人権として保障されている結果であるとみることはできないし、これを法律上の具体的権利と認めることができない。
57	理由11	439 上	すなわち、原告ら主張の「歴史的景観権」は憲法上明文では基本的人権として保障されていないことは明らかである。
58	理由12	439 上   下	そのような憲法上明文で規定されていない権利が、憲法の解釈上、基本的人権として保障されているというためには、当該権利が憲法上是認されるか否かの前に、その権利内容（権利主体を含む。）が一義的に明確なものであって、権利としての保護に値する程度に成熟したものであり、その権利を保障することによって、その権利主体が国家権力あるいは他の国民に対してどのような請求をすることができるのかが明確になっている必要がある。
59	理由13	439 下	このような観点から「歴史的景観権」について考察すると、その内容は権利としての保護に値する程度に成熟しているとはいいがたい。
60	理由14	439 下	原告ら主張の「歴史的景観権」は、法的な概念としてみるときは、「歴史的景観権」の対象となる歴史的景観なるものの内容が <b>客観的</b> に何を指すのかが明確ではなく、他の景観と歴史的景観とを区別する <b>客観的な指標</b> が何であるのか、歴史的景観を破壊する対象物、範囲等についても明らかではない。
61	理由15	439 下	元来、景観は、空間的な広がりや歴史的・時間的な広がりを持つものであり、前記のとおり、和歌の浦の景観自体万葉の時代から現在までの間で大きな変化を遂げており、そのどの時代のどのような景観が権利の対象となるのかも明確ではない。
62	理由16	439 下	次に、景観に対する評価には、個々人の <b>主観的判断</b> が入ることが避けられず、そうであるならば、景観に対する国民（住民）個々の考え方には違いがあるであろうことは容易に推認できるのであって、歴史的景観として保護すべき対象、これに対する侵害の有無等についても、国民あるいは地域住民個人で考え方が相違するであろうことも想像に難くない。
63	理由17	439 下   440 上	原告らは、和歌の浦の景観を不老橋を中心とする同心円状の三重の空間と把握するが、右のような把握の仕方はすぐれて <b>主観的なもの</b> といわざるを得ないし、原告らは、本件工事は和歌の浦の歴史的景観を破壊すると主張し、成立に争いが無い甲B第三号証の1ないし7、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲B第五号証の1ないし7、証人犬飼孝、同山口祐造、同三村浩史の各証言及び原告蘭田香融、同藤本清二郎の本人尋問の結果によれば、学者、住民等の中にあしべ橋の建設は和歌の浦の景観を破壊すると評価する者がいることは認められる反面、成立に争いが無い乙第二三号証、成立に争いが無い乙第六八号証により真正に成立したと認められる乙第二一号証、第四一号証の1ないし4によれば、本件においては、地元地区の自治会はあしべ橋の建設促進を希望し（その中で、あしべ橋の材質については自然岩の採用を要望している。）、和歌山県議会、同議長に請願もし、その請願は採択されており、和歌山県心身障害児父母の会も独自の立場からあしべ橋の建設を要望していることが認められるのであって、その評価は分かれている。

表－7 和歌の浦景観保全訴訟判決文からの用語「景観」を含む文一覧 その7

番号	判決文の位置	頁	用語「景観」を含む文 7/7
64	理由18	440 上	このように、あしべ橋の建設一つをとっても、その是非については様々な意見があるところであり、歴史的景観の保護についても同様であろうことは容易に推認されるところであり、歴史的景観権が新しい権利として保護されるべきであるとする国民の法的確信が形成されていることを認めるに足りる証拠もない。
65	理由19	440 上	また、仮に、「歴史的景観権」が権利として保護に値するとした場合も、その権利の主体は誰であるのか、個々人なのか、総体としての地域住民なのかあるいは国民全体なのか、また、権利主体は、国や地方公共団体や他の個人などにどのような権利主張ができるかなどの「歴史的景観権」の内容についても、いまだ、社会通念上十分に成熟しているとはいえない。
66	理由20	440 下	以上のとおりであるから、社会通念上、権利内容が成熟し、一義的かつ明確に定まっているとはいえないのであって、原告らが主張する「歴史的景観権」を法的な権利として認めることは困難である。
67	理由21	440 下	したがって、本件工事が歴史的景観権を侵害するとの原告らの主張はそれ自体失当であるといわざるを得ない。
68	理由22	441 上	(四) 以上のとおり、原告ら主張の歴史的景観権は認められず、本件工事は文化財保護法、都市計画法に違反するということとはできない。
69	理由23	441 上   下	しかし、人々の文化的で健康な生活のために、自然的に良好な環境だけでなく、文化的にも良い環境が必要であること、文化的環境の人間の精神生活に果たす重要性や人格形成に果たす役割についても理解できるところであり、そのような文化的環境の一環として歴史的景観が存在することを肯定して良いことは前記 [55] のとおりである。
70	理由24	441 下	環境保全と開発利益との調和を図り、住民生活の質的向上を図ることはすぐれて公共的性格を有する事柄であり、そのために行政の果たすべき役割は極めて大きいから、地方公共団体がこれらの任務を遂行し、政策を立案・決定・施行するについて、原告らの主張する歴史的景観権の内容を構成する文化的歴史的環境としての歴史的景観に対してもこれを考慮して行われることが要請されているといえることができる。
71	理由25	442 上	本件工事は目的は正当であり、工事内容についても和歌の浦の景観に対し一定の配慮を払っていること、手続等についても特段の問題のないことは前記のとおりであるから本件工事について違法事由を窺うことはできない。
72	理由26	442 上	また、本件工事は和歌の浦の景観に対する影響についても評価の分かれるところであって、本件工事が行政の裁量権を著しく逸脱したものとは判断することはできない。